

令和6年度
第8回八幡平市農業委員会総会
議 事 錄

令和6年10月23日開催

八幡平市農業委員会

令和6年度第8回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和6年10月16日				
告示事件	別紙告示写しのとおり				
招集年月日	令和6年10月23日				
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール				
開閉会日時 及び宣言	開会	令和6年10月23日 13時00分		議長	三浦 美恵子
	閉会	令和6年10月23日 13時36分		議長	三浦 美恵子
応招(不応招) 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 ○出席 ▲欠席 △遅延 ●退席 ×不応招	議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名
	1	小山田 和義	○	11	竹田 和夫 ▲
	2	國司 功	○	12	大森 直子 ○
	3	高橋 栄光	▲	13	田村 昭雄 ○
	4	竹田 憲治	○	14	中村 一彦 ○
	5	齊藤 由希子	○	15	三浦 隆 ○
	6	古川 美枝子	○	16	工藤 嘉充 ○
	7	向久保 勉	○	17	伊藤 始 ○
	8	熊澤 威人	○	18	松村 勝彦 ○
	9	元木 昭彦	○	19	三浦 美恵子 ○
	10	阿部 正光	○		

議事録署名委員	議席番号 4番	竹田 憲治	議席番号 6番	古川 美枝子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	工藤 紀之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和査		
	農地調整係主任	畠 肇		
	農地調整係主事	恩賀 ひとみ		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号3番高橋栄光委員、仕事のため、議席番号11番竹田和夫委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第8回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、4番 竹田憲治 委員、6番 古川美枝子 委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第8回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第8回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり5項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和6年10月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和6年度第8回総会について

3項目め。令和6年度岩手県農業委員会大会の参加者について
4項目め。永年勤続農業委員・推進委員表彰等の決定について
5項目め。令和6年度先進地視察研修の参加者について
以上、5項目の内容について、事務局から説明を行いました。
続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間について
協議を行った結果、11月8日午前9時00分に決定となりました。

2項目め。第4回農業委員会研修会の開催について
内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりました。
なお、この決定に基づき、本日の開催となったことを申し添えます。

3項目め。令和6年度八幡平市に対する意見の提出に対応する委員の人数について
内容について協議を行ったところ、7ページの下側に記載した通りとなりました。

4項目め。令和7年度農作業労賃と機械利用料金標準額表の策定について
内容について協議を行ったところ、10ページの中ほどに記載した通りとなりました。

以上、4項目の内容について、事務局から説明を行いましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より「3項目め」と、同じく協議事項で「4項目め」の説明を行う事としております。

5情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等はありませんでした。

次に事務局から1件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和6年度第8回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和6年10月23日 運営委員長 会長 三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

ただ今の「第8回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の11ページをご覧ください。

令和6年9月25日から令和6年10月22日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧6番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は10月16日の水曜日でございまして、14件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の4番委員竹田憲治委員、推進委員の西根南地区の2番委員畠山和雄委員、推進委員の松尾地区の2番委員垣下和典委員、推進委員の安代地区の1番委員工藤佳輝委員の4名でございます。

また、事務局からは工藤事務局長と恩賀主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和6年9月16日から令和6年10月15日までの間で、あっせんの申出は8件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畠主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農地法第3条の概要を説明します。農地法第3条とは、農地を農地のまま 貸借、売買、贈与し、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は8件ございます。

申請番号 1、大更第 2 地割 69、田、1,171 平方メートルを含む 3 筆 7,263 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理をしており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号 2、田頭第 16 地割 57-1、畑、3,235 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理をしており、権利設定後は野菜を作付する予定です。

申請番号 3、帷子第 13 地割 53、畑、680 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理をしており、権利設定後は野菜を作付する予定です。なお、譲受人は、譲渡人から申請農地の近隣の宅地を取得して、八幡平市に転入する予定であります。

申請番号 4、帷子第 16 地割 57-80、畑、13,465 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が作業委託して野菜を作付しており、権利設定後は牧草を作付する予定です。

申請番号 5、野駄第 19 地割 27、田、141 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利設定後は野菜を作付する予定です。

申請番号 6、小峠 21-5、畑、428 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付しており、権利設定後は野菜を作付する予定です。

申請番号 7、大更第 28 地割 164-1 を含む 3 筆 4,400 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理及び水稻を作付しており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号 8、石神 35-1 を含む 2 筆 2,136 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付しており、権利設定後は野菜を作付する予定です。

申請筆別明細は 4 ページのとおりです。併せて、関係資料の 1 ページ以降に審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の安代地区工藤佳輝 委員にお願いします。

安代地区農地利用最適化推進委員（工藤委員）

推進委員の工藤佳輝です。

申請番号 1 番ですが、位置は、西根インターチェンジから北東に約 900m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約 800m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、寺田小学校から南東へ約 600m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 4 番ですが、位置は、西根第一中学校から東へ約 2.1 km の地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、松野小学校から南へ約200mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、JR田山駅から北東へ約2.5kmの地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

申請番号7番ですが、位置は、八幡平市立病院から約1.1km以内に点在しています。現況は、保全管理及び水稻が作付されておりました。

申請番号8番ですが、位置は、安代インターチェンジから東へ約3.5kmの地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

対象の農地は周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に 農地法第5条の概要を説明いたします。農地法第5条とは、農地を農地以外に利用する目的で貸借、売買などの権利移動を行う許可制度です。所有者や事業者は、農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要があります。

それでは、議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料3ページにあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号1、松尾寄木第13地割162-1、田、1,450m²を含む13筆14,748m²です。転用の目的は、地上権設定による太陽光発電所の設置です。申請地は、土地所有者が高齢となり遊休化していたため、土地の有効活用の観点から申請のあったものです。申請地の農地区分は、第2種農地。例外規定は申請地以外に代替性がないことが確認されております。

なお、地上権設定について補足いたしますが、地上権は、他人の土地において、建物や工作物などを所有するために、その土地を使用する権利を有するというものです。今回の案件における地上権設定は、所有者の土地に、事業者が太陽光発電施設を建設し、その太陽光発電施設を所有することから、土地を使用する権利も有するという考えとなります。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の安代地区工藤佳輝 委員にお願いします。

安代地区農地利用最適化推進委員（工藤委員）

推進委員の工藤佳輝です。

申請番号1番ですが、位置は岩手山サービスエリアから北西へ約2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に 農地法の適用外証明の概要を説明いたします。適用外証明とは、現況が農地以外となっている土地について、その土地の所有者からの申請に対し農業委員会が行う「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明をいいます。農業委員会が証明できる範囲としては、現況が農地以外となってから 20 年以上経過した土地で農地への現状復旧が 困難である場合 などであり、農地以外への 地目の変更登記には、農業委員会の適用外証明が必要となります。

議案の8ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料3ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1、帷子第16地割72-1、畝、325m²です。現況は、雑種地化しています。申請地は、当時国が所有する開拓財産でしたが、その土地の払下げの時点で昭和30年ころから作業通路として利用していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の安代地区工藤佳輝 委員にお願いします。

安代地区農地利用最適化推進委員（工藤委員）

推進委員の工藤佳輝です。

申請番号1番ですが、位置は西根第一中学校から東へ約2.5kmの地点です。現況は、作業通路として雑種地化しておりました。今回の農地は、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

16番委員（工藤委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、工藤委員。

16番委員（工藤委員）

地図の写真を見る限り矢印は分かるのですけど、この農地自体はペンでなぞったくらいしかない細さですけど良いのでしょうか。

事務局（恩賀主事）

図面の通り細長い土地になっておりますし、面積325m²ということで大変小さい土地になっております。

議長（三浦会長）

ほかに、質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局

より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畠主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農用地利用集積等促進計画について、概要を説明します。

農用地利用集積等促進計画とは、農地中間管理機構が農地を借受け及び貸付する際に作成する計画であり、「既に所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付けていて、権利の設定を受ける者（耕作者）の変更を行う場合」及び「地域計画策定作業の途中及び地域計画策定済みの区域での賃貸借権、使用貸借権、所有権移転等の権利設定を行う場合」に農用地利用集積等促進計画の策定を行います。

なお、現在、八幡平市内の各地区において今年度中に地域計画を策定すべく作業を進めていることから、今後は、貸借設定・所有権移転の申請に伴う「農用地利用集積等促進計画」（案）の件数が増加していき、逆に農用地利用集積計画の申請が減少することとなります。

それでは、計画（案）の説明に入ります。

議案の10ページをご覧ください。今月の案件は10件です。

申請番号1～4は「地域計画策定作業中の区域」における賃貸借権の設定、申請番号5～10は「地域計画策定作業中の区域」における使用貸借権の設定ございます。

申請筆別明細は12ページ以降のとおりです。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号10番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会規則の規定により、議席番号14番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号10番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号10番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号10番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(14番 中村一彦 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 10 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『令和 6 年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 5 号『令和 6 年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 17 ページをお開き下さい。縦方向の印刷となります。

議案第 5 号について、説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程について説明をします。

43 ページ、最後のページとなります。

議案第 5 号資料、農業委員会等に関する法律 抜粋 となります。

下線付きで表示をしている第 38 条の規程により、意見の提出を行うものです。

18 ページにお戻りください。

令和 6 年度八幡平市に対する意見書の提出案について、説明をします。

次のページとなります。最初に、意見提出の趣旨となります。

9 月 25 日に開催しました第 6 回農業委員会議において、内容についてご審議をいただいていることから、意見提出の趣旨の読み上げは省略をさせていただきます。

次のページとなります。意見の内容となります。

こちらも第 5 回農業委員会議及び、9 月 25 日に開催しました第 6 回農業委員会議において、農業委員の皆様から内容についてご審議をいただいていることから、意見の内容の読み上げは先ほどと同じく、省略をさせていただきますが、農業委員より出された意見を元に、一部を変更した意見案として、提案しております。

変更した意見の内容は、第 6 回農業委員会議において出された意見を元にしており、他の農業委員の皆様からの意見は有りませんでした。

なお、この提案については、三浦会長より承諾を得ていることを申し添えます。

変更箇所は赤い字で表示しておりますので、ご確認をお願いします。

また、意見項目の読み上げによりまして、今回の議案提出とさせていただくことを、ご了承願います。

読み上げを行います。

1 経営所得安定対策について、一部変更をしております。

2 中山間地域等の収益力向上支援について、昨年度からの継続となります。

次のページとなります。

3 市農畜産物の P R について、昨年度からの継続となります。

4 親元就農者への支援について、一部変更をしております。

5 先端技術を活用した「スマート農業」の推進について、昨年度からの継続となります。

以上、今年度の市に対する意見は 5 項目となります。

なお、ただ今の第 8 回総会で市に対する意見の提出が決定されましたら、市へ意見書を提出し、要望活動を行うものとなります。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第5号『令和6年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時36分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第8回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年11月22日

会長_____

4番委員_____

6番委員_____

令和6年度

第8回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和6年10月23日（水）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 報 告

- (1) 第8回運営委員会報告
- (2) 農地法等に関する業務報告

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

議案第5号 令和6年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について

5 閉 会